

序章 香取市文化財保存活用地域計画の作成

1. 計画作成の背景と目的

香取市は平成 18（2006）年 3 月 27 日に佐原市、香取郡小見川町、山田町及び栗源町の 1 市 3 町が合併して誕生した。市内には 190 件の国・県・市指定等文化財をはじめとする多くの歴史・文化資産が所在し、これまで文化財保護法や県・市文化財保護条例等に基づいて保存・活用の措置を講じてきた。

そうした中、合併後 10 数年が経過する間に、香取市を取り巻く社会的環境に様々な変化が表れるようになった。まず、第一に挙げられるのは、少子化、高齢化による人口減少が顕著となっていることである。令和 4（2022）年 4 月に本市は一部過疎地域に指定された。このことは、文化財等を守り伝えてきた世代の高齢化による負担の増加や、地域コミュニティで傳承されてきた祭礼等における若年層の担い手の減少に繋がることとなり、その保存・継承が危ぶまれる状況となっている。

また、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災や、近年では頻発する台風や暴風雨等の自然災害の脅威も増している。文化財等の被害も多数発生しており、こうした災害、あるいは火災、盗難などから文化財等を守るための方策や、被災した際の速やかな修理・復旧への対応がより一層求められてきている。

一方で、観光客数は比較的安定しており、平成 28（2016）年に日本遺産「北総四都市江戸紀行」の認定を受けたこともあって、歴史・文化資産を活用する場面も増えた。中でも外国人観光客が近年増加傾向にあることからインバウンド向けの対応を含めて、文化財等を観光振興に活かす方策の検討が必要となっている。

平成 30（2018）年 3 月に策定された第 2 次香取市総合計画では、まちづくりの将来都市像に「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取」を掲げている。その実現に向け、文化財等の歴史・文化資産を保存し、その活用を図っていくための計画策定を検討することとした。そこで、まず取り組んだのは歴史的風致維持向上計画の策定である。これは地域に伝わる歴史的建造物と人々の活動が一体となった歴史的風致の維持及び向上のため、必要な取り組みを推進するための計画であり、平成 31（2019）年 3 月に国土交通省・農林水産省・文部科学省の認定を受けた。計画では 8 件の歴史的風致及び 1 件の重点区域を設定したが、現在、この計画に掲げた方針と措置に基づき、文化財等の保存と活用に係る様々な施策を推進している。

この間、平成 30 年 6 月 8 日付けで文化財保護法の一部を改正する法律（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）が公布され、平成 31 年 4 月 1 日付けで施行された。これにより（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等

序章 香取市文化財保存活用地域計画の作成

による保存活用計画の作成が新たに制度化されることとなった。

歴史的風致維持向上計画は、歴史的建造物及びその周辺環境に係る整備と活用に有効的なものであるが、措置の対象や範囲は重点区域や歴史的風致に限定されており、これ以外の区域や歴史的建造物を伴わない文化財等についての効果は期待できない。そこで、広く市域全体にわたる文化財等の保存と活用を進めるため、歴史的風致維持向上計画に加えて、文化財保護法の改正を契機に地域計画作成に着手することとなった。

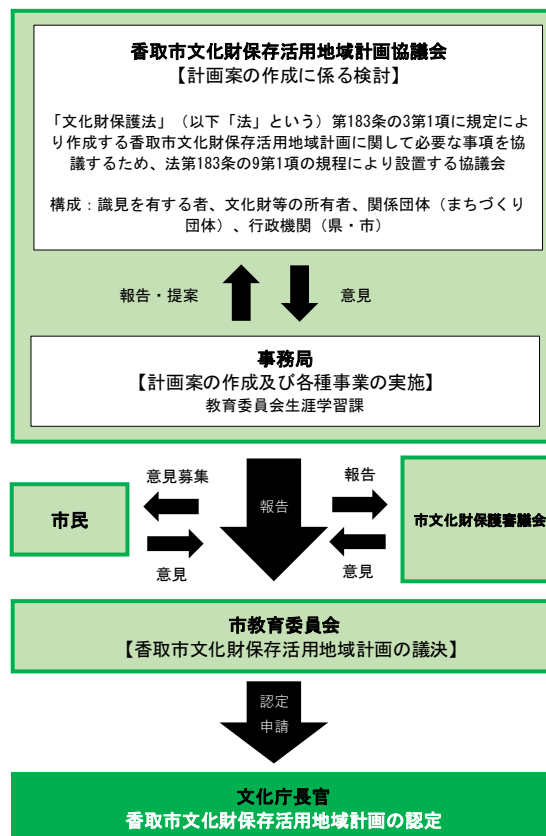
文化財保存活用地域計画作成では、先に挙げたような近年の変化を踏まえた上で、文化財等を取り巻く諸課題を明確にし、将来にわたって文化財等を保存、継承するための方針と、そのための具体的な措置について検討することとした。併せて、これまで個々の文化財等の所有者、関係者等が中心に担ってきた保存・活用についても、計画作成により周辺の文化財等を一体ととらえ、地域ぐるみの視点での保存・活用も検討することとした。

2. 計画の作成体制と経緯

文化財保存活用地域計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9第1項の規定により地域計画協議会を設置し、計画案の作成に係る検討を行った。協議会の構成は識見を有する者、文化財等の所有者、関係団体（まちづくり団体）からなる外部委員と、県及び市担当部局の行政委員からなる。

作成過程においては、市文化財保護審議会の意見を聞くとともに、計画素案がまとまった段階で、住民の意見を反映させるためのパブリックコメントを実施した。

地域計画の作成は、令和元年度を準備期間とし、令和2年度から令和4年度の3か年事業で実施した。



香取市文化財保存活用地域計画作成の経緯

年度	月日	項目
令和元年度	3月1日	香取市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の施行
令和2年度	7月1日	香取市文化財保存活用地域計画協議会委員委嘱
	8月7日	令和2年度第1回香取市文化財保存活用地域計画協議会開催
	11月7日	令和2年度第1回文化財講演会開催（地域計画作成事業）
	12月21日	令和2年度第2回香取市文化財保存活用地域計画協議会開催
	3月7日	令和2年度第2回文化財講演会開催（地域計画作成事業） （対面開催中止、動画配信）
令和3年度	2月～3月	歴史的建造物分布調査
	10月8日	地域計画作成に係る文化庁協議
	10月24日	令和3年度第1回文化財講演会開催（地域計画作成事業）
	11月22日	令和3年度第1回香取市文化財保存活用地域計画協議会開催
	3月6日	令和3年度第2回文化財講演会開催（地域計画作成事業）
令和4年度	3月25日	令和3年度第2回香取市文化財保存活用地域計画協議会開催
	2月～3月	歴史的建造物及び景観現状調査
	5月23日	令和4年度第1回香取市文化財保存活用地域計画協議会開催
	7月12日	令和4年度第2回香取市文化財保存活用地域計画協議会開催
	7月26日	香取市文化財保護審議会開催（地域計画意見聴取）
	8月1日～22日	パブリックコメント実施
	11月19日	令和4年度第1回文化財講演会開催（地域計画作成事業）
11月24日	香取市文化財保存活用地域計画認定申請	
	12月16日	香取市文化財保存活用地域計画認定
	3月4日	令和4年度第2回文化財講演会開催（地域計画作成事業）

序章 香取市文化財保存活用地域計画の作成

香取市文化財保存活用地域計画協議会委員（令和2年7月1日～令和6年6月30日）

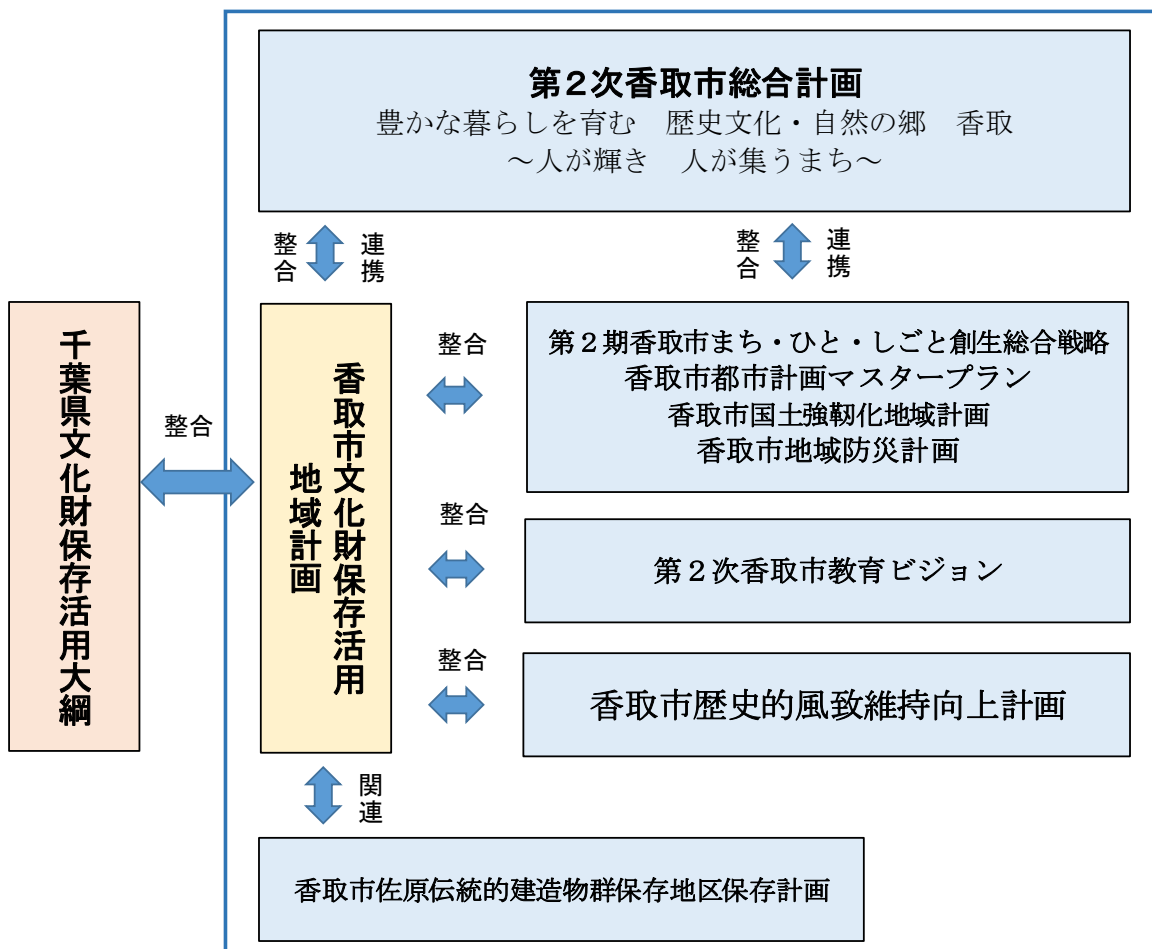
		氏名	役職等	区分
1	会長	さいき まさる 齋木 勝	香取市文化財保護審議会・委員	識見を有する者・歴史（考古）
2	副会長	きむら おさむ 木村 修	香取市文化財保護審議会・会長	識見を有する者・歴史（中世）
3	委員	いけだ ひとし 池田 寿	香取市文化財保護審議会・委員、元文化庁主任文化財調査官	識見を有する者・歴史（古文書）
4	委員	いわせ しげる 岩瀬 繁	香取市文化財保護審議会・委員	識見を有する者・建築
5	委員	こにし のりこ 小西 則子	小見川史談会・会員	識見を有する者・歴史（郷土史）
6	委員	さとう けんたろう 佐藤 健太良	NPO法人 小野川と佐原の町並みを考える会・理事長	関係団体（まちづくり団体）
7	委員	ひらの いさお 平野 功	香取市文化財保護審議会・委員	識見を有する者・歴史（考古）
8	委員	ゆきまつ なおし 雪松 直	香取神宮・権禰宜	国宝・重要文化財等の所有者
9	委員	たなか ふみあき 田中 文昭	千葉県教育庁教育振興部文化財課・課長（～令和4年3月31日）	行政機関・県
		かない かずき 金井 一喜	千葉県教育庁教育振興部文化財課・課長（令和4年4月1日～）	行政機関・県
10	委員	あさの せんいち 浅野 仙一	総務企画部長（～令和3年3月31日）	行政機関・市
		みやざき ひでゆき 宮崎 秀行	経営企画部長（令和3年4月1日～）	行政機関・市
11	委員	みやざき ひでゆき 宮崎 秀行	生活経済部長（～令和3年3月31日）	行政機関・市
		ふじさき ひろゆき 藤崎 弘之	生活経済部長（～令和4年3月31日）	行政機関・市
		ひらの やすし 平野 靖	生活経済部長（令和4年4月1日～）	行政機関・市
12	委員	さいとう えいぞう 齋藤 栄造	建設水道部長（～令和3年3月31日）	行政機関・市
		よしだ ひろゆき 吉田 博之	建設水道部長（令和3年4月1日～）	行政機関・市
13	委員	ますだ まさき 増田 正記	教育部長（～令和3年3月31日）	行政機関・市
		まつだ ひろあき 松田 博明	教育委員会次長（～令和4年3月31日）	行政機関・市
		うい ただし 宇井 正志	教育委員会次長（令和4年4月1日～）	行政機関・市

香取市文化財保護審議会委員（令和2年5月1日～令和6年4月30日）

		氏名	分野等	備考
1	会長	きむら おさむ 木村 修	歴史（中世）	—
2	副会長	さかい ゆうじ 酒井 右二	歴史（近世）	—
3	委員	いづみ としたか 飯泉 太子宗	美術工芸（仏像）	NPO古仏修復工房
4	委員	いけだ ひとし 池田 寿	歴史（古文書）	元文化庁主任文化財調査官
5	委員	いわせ しげる 岩瀬 繁	建築	岩瀬建築社長
6	委員	さいき まさる 齋木 勝	歴史（考古）	日本考古学協会会員
7	委員	ぬかや たかし 糠谷 隆 (R4.5.1～)	自然（魚類）	元千葉県立中央博物館主席研究員
8	委員	ひらの いさお 平野 功	歴史（考古）	水郷佐原あやめパーク職員

3. 計画の位置付け

本計画は、香取市におけるまちづくり計画である第2次香取市総合計画及びこれに基づいて策定される各種関連計画との整合・連携を図る。また、第2次香取市教育ビジョンとの整合を図るほか、歴史まちづくり法に基づき策定した香取市歴史的風致維持向上計画との整合も図る。作成にあたっては千葉県文化財保存活用大綱を勘案し、香取市の文化財等の保存・活用に関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。



香取市文化財保存活用地域計画と関連計画との相関図

①第2次香取市総合計画

平成30（2018）年3月策定 計画期間：平成30（2018）～令和9（2027）年度		
<p>香取市における最上位のまちづくり計画であり、①市のまちづくりの中核となる計画、②市民に対する市の運営方針、③国や県などに対する市が目指すまちづくりの提示としての役割を持つ。</p> <p>まちづくりの将来都市像に「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を掲げている。目指すまちの姿を実現するため、6分野を施策の大綱として定め、38の施策と4つの重点プロジェクトを設定している。</p> <p>6分野の大綱のうち、「教育・文化の振興」において歴史・文化の施策、また「都市基盤の整備」において町並み整備の施策では、以下の方針を掲げている。</p>		
大綱・施策名	教育・文化の振興—歴史・文化	都市基盤の整備—町並み整備
方針	伝統文化の継承と指定文化財の維持	歴史的建造物の保存継承と利活用
	指定文化遺産・指定文化財等の利活用の促進	電線類地中化の推進
	伊能忠敬記念館の利用の機能拡充	裏通りに点在する歴史的資源の価値の見直し
	調査体制の充実と出土遺物の適正管理	歴史的資源を生かしたまちづくり

②第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2（2020）年2月策定 計画期間：令和2（2020）～令和4（2022）年度
<p>香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国・県が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「香取市人口ビジョン」を踏まえて策定した、令和4年度までの第2期計画である。</p> <p>この総合戦略は、香取市総合計画の取り組みの一つである人口減少対策に重点を置き、人口ビジョンにおいて定める目標人口に向かって地方創生に関する施策を推進するために策定するものである。4つの基本目標を設け、それに基づく施策により、実際の取り組みを行っていく。</p> <p>4つの基本目標のうち（4）「時代にあった地域の創造」では、施策として「<u>歴史と文化を活かしたまちづくり</u>」を設け、取り組みとして<u>伝統文化の継承と文化財の維持、文化遺産・指定文化財等の利活用の推進、伊能忠敬記念館の機能拡充</u>の3つを挙げている。</p>

③香取市都市計画マスタープラン

平成22（2010）年12月策定 計画期間：令和9（2027）年度まで
<p>香取市都市計画マスタープランは香取市総合計画に則し、概ね20年後のまちづくりの方向性を「全体構想」、「地域別構想」及び「実現のための方策」の3本の柱で示したものである。</p> <p>全体構想は、第1次香取市総合計画に基づき、基本理念として「市民協働による 暮らしやすく 人が集うまちづくり」、将来都市像として「<u>元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取</u>」を掲げている。<u>歴史的資源の保全と活用の方針では、「歴史的資源を維持するとともに、観光資源としての活用を目指す」</u>ことを掲げている。</p>

④香取市国土強靱化地域計画

令和 3 (2021) 年 3 月策定

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成 25 年公布・施行)に基づき作成した、香取市において今後起こり得る大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧・復興が可能な地域づくりを計画的に進めるための地域計画である。計画では、リスクシナリオごとの推進方針の目標 7「文化遺産等の地域資源を守るとともに、農業・商工業・観光等の地域経済活動の早期復旧・復興を図る」の中に、7-1「後世に残すべき貴重な文化遺産の被災」で「文化財の防災対策・文化財保管施設の防災対策・無形文化財等の継承」がうたわれている。

⑤香取市地域防災計画

令和 2 (2020) 年度 改訂

災害対策基本法に基づき、香取市防災会議が、市及び市域に関わる防災関係機関、団体、住民等が対処しなければならない防災に関する事務、業務について定めた総合的な運営計画である。

文化財に関して、震災編「第 2 章 震災予防計画」において文化財等の災害予防として、文化財建造物等の防災対策の推進が掲げられている。また、風水害等編「第 2 章 災害予防計画」において文化財等の火災予防として、文化財建造物等の火災予防対策が掲げられている。

⑥第 2 期香取市教育ビジョン

令和 2 (2020) 年 2 月策定 計画期間：令和 2 (2020) ～令和 11 (2029) 年度

香取市教育ビジョンは、国の教育振興基本計画、県の千葉県教育振興基本計画を踏まえ、香取市総合計画の教育・文化分野の目標を達成するためのもので、10 年間で対象としている。施策の目的や方針を明らかにする基本計画を前期 5 年間、後期 5 年間とし、基本理念は「自立・共生・協働」を掲げている。基本目標は市基本構想の教育分野として「歴史と文化に包まれて、心豊かな人を育むまちづくり」の中で、大綱のひとつの「郷土を愛する心を育む文化の継承」では、史跡等の指定文化財の保存と活用の推進、伝統文化・民俗文化及び伝統的遺物群の保存と活用などを挙げている。

⑦香取市佐原伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 18 (2006) 年 3 月作成

香取市佐原伝統的建造物群保存地区保存計画は、香取市佐原地区歴史的景観条例(平成 18 年 3 月 27 日条例第 103 号)第 18 条の規定に基づき策定されたものである。「文化的価値の高い伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保存・整備し、加えて住民の生活向上を配慮し、所有権や財産権等を尊重しつつ、保存地区の管理・修理・修景復旧に努めるもの」を保存方針とする。

保存地区内の保存事業を実施するにあたり、保存地区の管理上必要な施設及び防災施設等の整備を図る。また、所有者が行う修理、修景及び復旧等について適切な助成措置を講ずることとする。

⑧香取市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）

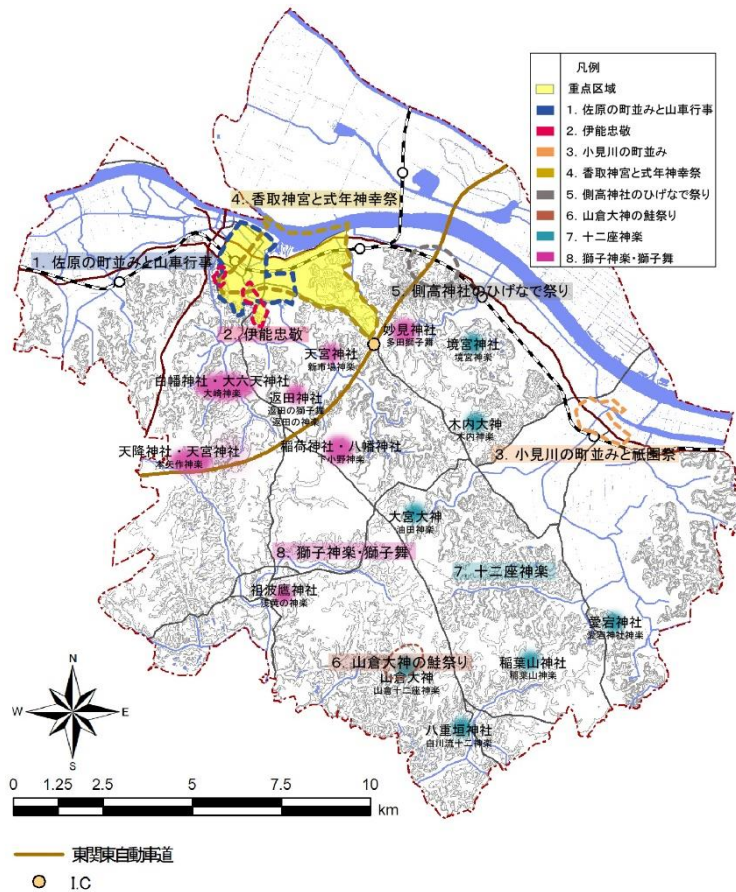
平成 31 年（2019）3 月策定 計画期間：令和元（2019）～令和 10（2028）年度

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、香取市に伝わる歴史的建造物と人々の活動が一体となった良好な市街地の環境「歴史的風致」の維持及び向上を図るための計画であり、10 年間を対象に策定された。

市内の歴史的建造物と人々の活動が一体となったものを歴史的風致として、8つの歴史的風致を設定した。そのうち、重点区域を佐原の町並みと山車行事・伊能忠敬・香取神宮に関わる範囲を中心に設定し、まちづくりに関する施策を実施する。

計画期間内では次のような事業を実施する（詳細、巻末資料編参照）。

- ア. 歴史的建造物や歴史的町並みの保存と活用のための事業（4 件）
- イ. 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業（3 件）
- ウ. 伝統的な祭礼行事の継承と記録のための事業（7 件）
- エ. 歴史文化資産の調査と情報発信のための事業（6 件）



香取市の歴史的風致の位置と重点区域の範囲

⑨千葉県文化財保存活用大綱

令和2（2020）年10月策定	
千葉県大綱では、千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像として、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」としている。	
千葉県の文化財の保存・活用の基本的な方針として、県・市町村が保存・活用のため講ずる措置、市町村及び文化財所有者等への支援、防犯・防災及び災害発生時の対応、県における文化財の保存・活用の推進体制などを明らかにしている。	

4. 計画期間と評価

計画期間：令和5（2023）年度から令和11（2029）年度 7年間

地域計画の計画期間は、第2次香取市総合計画（平成30年度～令和9年度、10年間）を基に、本計画に密接に関連する香取市歴史的風致維持向上計画（令和元年度～令和10年度、10年間）の期間を勘案したうえで、令和5年度から令和11年度の7年間とした。

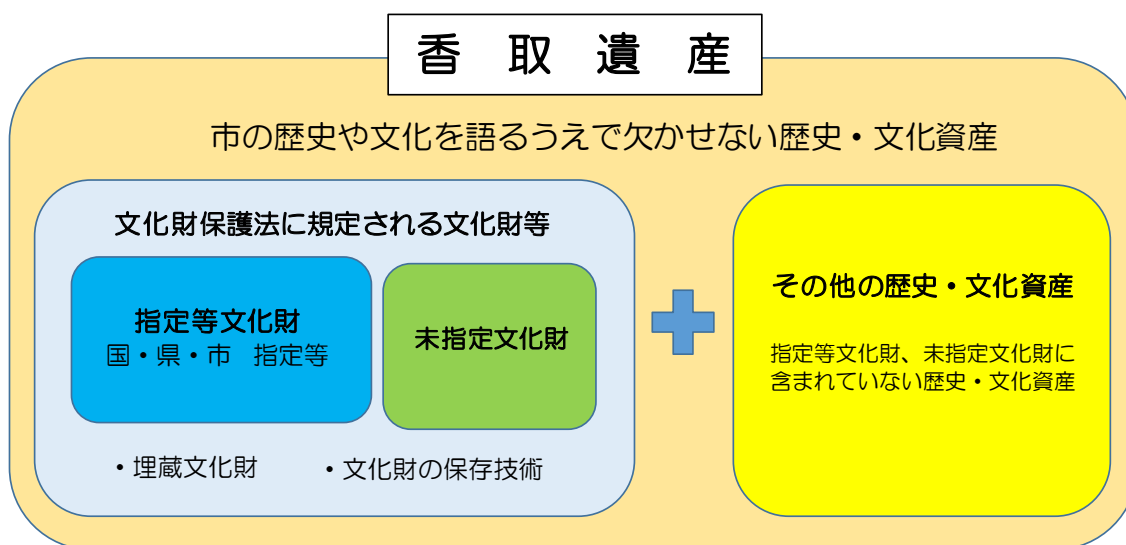
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第2次香取市総合計画	10年間													
香取市歴史的風致維持向上計画		10年間										(第2期)		
香取市文化財保存活用地域計画						7年間						(第2次)		

本計画に基づき、継続的な文化財等の適切な保存・活用を推進していくため、計画に記載した措置や事業について市文化財担当を中心に適宜進捗状況を確認し、その結果等について本市文化財保護審議会で報告し意見を徴することで、進捗管理と自己評価を行うこととする。

なお、計画期間の変更、文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障を生じるおそれのある変更については、文化庁の変更の認定を受けることとする。その他、軽微な変更を行った場合は、千葉県を通じて文化庁へ報告する。

5. 計画の対象（香取遺産の定義）

香取市では、合併当初から広報誌に「香取遺産」と称して文化財を紹介する企画を毎号連載している。指定等文化財のほか、未指定の文化財、歴史的な事象、地理的環境などに広く題材を求め、市の歴史、文化に関わる事から「香取遺産」として紹介してきた。本計画で対象とするものは、まさに広報誌連載の「香取遺産」の題材と合致するものであることから、こうした市の歴史や文化を語るうえで欠かせない歴史・文化資産を「香取遺産」と総称したい。



◆指定等文化財◆

文化財保護法に規定される文化財等で、指定等の保護措置を受けている歴史・文化資産。文化財保護法では、文化財を6つの類型に分類し、指定、選定、登録などの制度を設けて保護している。これに埋蔵文化財、文化財の保存技術を加えて保護の対象としている。同様に県条例、市条例でも保護している。

◆未指定文化財◆

上記6類型に当てはまるものの、未だ国、県、市による指定等の保護措置を受けていない歴史・文化資産。

◆その他の歴史・文化資産◆

上記の指定等文化財、未指定文化財に含まれていない歴史・文化資産。文化財保護法の6類型にとらわれず、市の歴史、文化を語るうえで欠かせないもの。